申請者の条件について

- ○申請者の条件をパターン①~⑧に分類し、申請の可否や必要書類等を例示します。
- ○下記の場合に当てはまらない場合や、パターン⑤の申立書については札幌市住宅課までお問合せください。

住宅の種類		リフォームする住宅に	リフォームする住宅を	
戸建て住宅分譲マンション	パ	居住しているかどうか?	所有しているかどうか? 所有している	申請できる
	ハターン①	申請者の住民票の現住所が リフォームする住宅の 住所と一致している。	リフォームする住宅の 建物登記事項証明書に記載されて いる所有者と申請者が一致する。 (複数人所有の場合はパターン②へ)	※住民票の住所と建物登記事項証明書の 所有者住所が異なるときは、追加の 資料が必要な場合がありますので、 札幌市住宅課までお問合せ下さい。
	パターン	居住している 申請者の住民票の現住所が リフォームする住宅の 住所と一致している。	所有している リフォームする住宅の 建物登記事項証明書に記載されて いる所有者と申請者が一致するが	申請できる ただし、共有者(共同所有者) 全員の同意書が必要。
	2 パターン	居住している 申請者の住民票の現住所が リフォームする住宅の	他にも共有者(共同所有者)がいる。 所有していない リフォームする住宅の 建物登記事項証明書に記載されている所有者と申請者が一致しない	申請できる ただし、所有者の <mark>同意書</mark> が必要。 ※所有者が複数人いる場合は共有者
	③ パターン④	住所と一致している。 居住していない 申請者の住民票の現住所が リフォームする住宅の 住所と一致していない。 (住み替える場合)	所有している リフォームする住宅の 建物登記事項証明書に記載されて いる所有者と申請者が一致する。	(共同所有者)全員の同意書が必要 申請できる ただし、工事完了後にリフォームを 行った住宅に住む必要がある。 (工事完了後住み替え先の住民票提出が必要) ※所有者が複数人いる場合は共有者
	パターン⑤	居住していない 申請者の住民票の現住所が リフォームする住宅の 住所と一致していない。 (親族等に住まわせる)	所有している リフォームする住宅の 建物登記事項証明書に記載されて いる所有者と申請者が一致する。	(共同所有者)全員の同意書が必要 申請できる ただし、親族等が確実に住むという申立書を提出 し、工事完了後に親族等がリフォームを行った 住宅に住む必要がある。(住民票提出が必要) ※所有者が複数人いる場合は共有者(共同所有者) 全員の同意書が必要
賃貸住宅	パターン⑥	居住している 申請者の住民票の現住所が リフォームする住宅の 住所と一致している。	所有していない リフォームする住宅の 建物登記事項証明書に記載されて いる所有者と申請者が一致しない	申請できる ただし、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録し、所有者の同意書が必要。 ※所有者が複数人いる場合は共有者 (共同所有者)全員の同意書が必要
	パターン⑦	居住していない 申請者の住民票の現住所が リフォームする住宅の 住所と一致していない。	所有している リフォームする住宅の 建物登記事項証明書に記載されて いる所有者と申請者が一致する。	申請できる ただし、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録することが必要。 ※所有者が複数人いる場合は共有者 (共同所有者)全員の同意書が必要
戸建て住宅 寛 貸 住 宅	パターン⑧	居住していない 申請者の住民票の現住所が リフォームする住宅の 住所と一致していない。	所有していない リフォームする住宅の 建物登記事項証明書に記載されて いる所有者と申請者が一致しない	申請できない